

# いま増えています 社長個人に対する賠償請求

## 取引先から訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

### 例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。

## 従業員から訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

### 例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせることについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

## ご家族を守るための選択

会社役員賠償責任補償特約(マネジメントガード)は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などを保険期間中3,000万円を限度にお支払いします。

## 企業経営者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

新型コロナウイルス

事業継続

認知症

事業承継



役員賠償リスク

パワハラ防止法

不当解雇

会社法改正

法人会の「経営者大型総合保障制度」総合型V *Premium* は、大同生命の生命保険とAIG損保の損害保険の組み合わせにより、これからの経営者のリスクに対応したトータル保障を提供します。



## これらのそなえ、まとめて 月々14,970円<sup>(※)</sup>

- 事故による死亡へのそなえ ……①死亡保険金+②傷害死亡保険金:6,000万円 (うち大同生命3,000万円/AIG損保3,000万円)
- 疾病による死亡へのそなえ ……①死亡保険金:3,000万円
- ケガでの後遺障がいへのそなえ ……②傷害後遺障がい保険金:120~3,000万円 (後遺障がいの程度により)
- 役員賠償リスクへのそなえ ……③マネジメントガード:3,000万円限度
- 新型コロナウイルスへのそなえ ……④従業員のPCR検査費用や消毒費用(100万円限度)
- 事業承継へのそなえ ……④コンサルティング費用(100万円限度)
- 加入者サービス ……経営者のためのハラスメントホットライン(無料)

(※) 契約年齢:40歳・男性の月払保険料/保険期間・保険料払込期間:10年(大同生命)、1年(毎年自動更新)(AIG損保)

### 保険料例(団体月払保険料/男性)

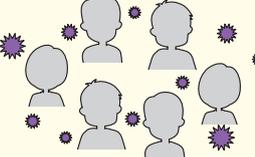
ご契約年齢	35歳	40歳	45歳	50歳	
<b>合計保険料</b>	<b>13,260円</b>	<b>14,970円</b>	<b>17,640円</b>	<b>21,780円</b>	
①死亡保険金額(主契約のみ)	3,000万円	5,820円	7,530円	10,200円	14,340円
②傷害死亡・傷害後遺障がい保険金額	3,000万円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円
③会社役員賠償責任保険金額	3,000万円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
④事業継続・事業承継相談費用保険金額	100万円	830円	830円	830円	830円

①:大同生命のRタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]…保険期間・保険料払込期間:10年

②~④:AIG損保のベーシック傷害保険…保険期間:1年(毎年自動更新)

※保険料は、契約年齢・契約内容等により異なります。

# 経営者の「新型コロナウイルス感染症」への備えはできていますか？

<p><b>職場・事業場の汚染</b></p> <p>消毒・滅菌</p> 	<p><b>事業継続の問題</b></p> <p>お客さま対応</p> <p><b>職場・事業場の消毒作業</b></p> <p>など</p> 	<p><b>事業承継の問題</b></p> <p>容体急変による</p> <p><b>経営者の万一の事態!</b></p>
<p><b>職場での集団感染</b></p> <p>職場クラスター</p> 	<p>従業員対応</p> <p><b>従業員のPCR検査</b></p> <p>など</p> 	<p><b>突然の事業承継の問題発生</b></p> <p>(弁護士や税理士等への相談費用やコンサルティング会社への着手金の発生)</p> 

## 事業継続・事業承継相談費用保障の主な内容

保険期間中に、被保険者が特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます。）を発病した場合に、契約者が負担したコンサルティング費用およびその悪影響を管理・最小化するための危機管理費用ならびに消毒・検査費用を保険期間中100万円を限度にお支払いします。

また、保険期間中に被保険者が、死亡もしくは所定の高度障がい状態になった場合、1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合、または軽度認知障がいもしくは認知症と初めて医師に診断確定された場合に、契約者が事業継続・事業承継のために弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士に相談した費用や、国や公的機関が認めたM&A仲介事業者等への着手金や報酬金等についてもお支払いします。

- コンサルティング費用：事業継続に関する弁護士や税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等への相談費用
  - 危機管理費用：事業継続に関して、その悪影響を管理および最小化する目的で危機管理コンサルティング事業者に対して支払った費用、広告掲載費用、顧客・取引先等への文書作成発送費用
  - 消毒・検査費用：被保険者が特定感染症を発病した場合の業務用施設の消毒・滅菌費用や従業員のPCR検査費用
- ※いずれもその額および使途が社会通念上妥当なもので、事由発生日からその日を含めて365日以内に要した費用が対象となります。
- ※事業継続・事業承継相談費用保障では、通常支出している人件費、顧問料等はお支払いできません。
- ※危機管理費用、消毒・検査費用については、日本国内でのサービス提供、消毒・検査等に限りま。
- ※この特約を初めて付加したご契約の場合、保険期間開始日を含めて10日以内に発病した特定感染症は支払の対象となりません。

- ・大同生命のRタイプ【無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）】：お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。
- ※この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。保険期間が満了した時には、所定の範囲で更新され、最長80歳まで保障を継続できます。なお、更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率に基づいて計算され、更新前に比べて通常高くなります。
- ・AIG損保のベーシック傷害保険【傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障がい保険金支払特約A、地震・噴火・津波危険補償特約、熱中症危険に関する特約、細菌性食中毒等に関する特約、会社役員賠償責任補償特約、事業継続・事業承継相談費用補償特約、特定感染症危険「後遺障がい保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約 等セット】
- ※事業継続・事業承継相談費用補償特約および会社役員賠償責任補償特約は、被保険者が契約者（会社）の取締役、監査役など会社法上の役員である場合に付加できます。
- ※会社法により、会社役員賠償責任補償特約の加入に関しては、取締役会（取締役会を設置していない会社は株主総会）の決議が求められます。
- ※この保険には満期返戻金・配当金はありませんが、解約返還保険料は条件により異なります。
- ※保険期間の満期・解約などにより生命保険が終了（消滅）した場合には、原則、損害保険も終了します。
- ※ベーシック傷害保険は保険期間が1年で、原則として生命保険の保険期間満了まで毎年自動更新します。ただし保険金請求状況によっては契約の更新をお断りしたり、引受条件を見直しさせていただくことがあります。
- 「経営者のためのハラスメントホットライン」は、AIG損保がティーパック株式会社に委託してご提供します。
- 団体月払保険料：契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体料率が適用され保険料が割安となります。ただし、加入資格を喪失された場合、生命保険契約は保険料が引き上げられることや更新限度が短縮されることがあります。ベーシック傷害保険は、解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引き上げられることや保障内容の変更が必要となることがあります。
- 生命保険募集人・損害保険募集人：当制度の取扱者は大同生命の生命保険募集人であり、AIG損保の損害保険募集人でもあります。生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はなく、その告知の受領権もありません。したがって、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。損害保険募集人はAIG損保の損害保険契約締結の代理権および告知の受領権を有しています。
- この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合、生命保険契約は継続できますが、以後の保険料が引き上げられることがあります。また、損害保険契約は解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引き上げられることや保障内容の変更が必要になることがあります。
- このチラシは、2021年4月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- このチラシは、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、不明な点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

引受保険会社

お問い合わせ・お申し込みは

**AIG** **AIG損害保険株式会社**  
 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
 TEL 03-6848-8500  
 AIG損保ホームページ <https://www.aig.co.jp/sonpo>

**DAIDO** **大同生命保険株式会社**  
 本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
 （東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
 0120-789-501（通話料無料）  
 大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>